

同意書

申請者は、武田薬品工業株式会社（以下、武田薬品）が提示する下記のすべてについて同意します。

1. 医学教育事業応募要領

本医学教育事業の用途について、所属機関の同意を得ていることを表明いたします。

本医学教育事業助成の申請書に記載した医学教育費の用途以外に本医学教育事業助成金を使用しないことに同意します。

また、用途の変更が必要となった場合は事前に医学教育事業助成事務局に連絡することに同意します。

未使用の本助成金、本医学教育事業助成の申請書に記載し又は事前に医学教育事業助成事務局に連絡した医学教育費以外に使用した本助成金は、武田薬品に返還します。また、助成対象として相応しくない行為があった際には、本助成金を武田薬品に返還します。

2. 国内外法規制及びガイドラインの遵守

本医学教育事業助成金の受領及び使用に関し、適用される国内外の全ての法令及びガイドラインを遵守します。

3. 所属機関の承認の表明

本医学教育事業助成について、学会・医会の最上位役職者の承諾を得ていることを表明します。所属機関で医学教育事業助成に関する事前審査が必要となる場合は、事前に審査を受け承認を得ていることを表明します。

4. 武田薬品との関係性の表明

武田薬品および武田薬品グループ企業との関係については、添付の「利益相反に関する申告書」に記載のとおりであることを表明します。また、本医学教育事業助成金の受領及び使用が、私の医学的、学術的な見解、判断に影響を及ぼすことはありません。

5. 本医学教育事業助成に関する情報開示

武田薬品「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」に則り、武田薬品ホームページ上で医学教育事業助成先・医学教育事業助成金額等の情報開示をすることに同意するとともに、所属機関からも当該開示について同意を得ていることを表明します。

6. 本医学教育事業の成果の発表

本医学教育事業の成果を外部に発表する場合は、「Takeda Japan Medical Office Medical Education Grant 2021 による医学教育の助成である」ことを明記すること、学会発表の抄録を助成事務局に提出することに同意します。

7. 支払方法、成果及び会計報告

本医学教育事業助成金の支払先口座は、所属施設の会計規定等に基づく指定口座とします。

2022年4月末日までに、成果報告書及び助成金使途報告書を武田薬品へ提出します。

また、本医学教育事業助成金の管理状況に関して疑義が生じた場合、武田薬品もしくは外部機関が大学・施設に立ち入り、監査を行う場合があることに同意するとともに、所属機関からも当該立ち入り・監査について同意を得ていることを表明します。

8. 個人情報の取り扱い

武田薬品の個人情報保護方針について確認し、申請・成果報告時に提供する個人情報の利用について同意します。

以上

年 月 日

所属		申請者 ご署名	
----	--	------------	--